

I. 事業概要

I. 事業概要

1. 事業の背景・目的

平成 29 年 11 月に施行された介護職種の技能実習では、技能実習法第 8 条第 2 項 6 号の主務省令に基づき、その技能を評価する公的評価システム（試験）として、「介護技能実習評価試験」が指定されている。これに伴い、初級試験（平成 30 年度～）、専門級試験（令和 2 年度～）、上級試験（令和 4 年度～試験実施は令和 5 年度）が順次、整備・施行されてきている。

また、移転すべき介護技能の到達水準については、在留資格「技能実習」の各号の修了時において到達すべきレベルが下記のとおり定められている。

- 1 号修了時（初級試験）：指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
- 2 号修了時（専門級試験）：自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
- 3 号修了時（上級試験）：自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

「介護技能実習評価試験」は、順次、段階的に整備されてきたことから、それぞれの試験の内容やレベルの差異等に関する整理・検証や、他の資格（介護福祉士）や研修制度（初任者研修等）の内容やレベルの差異等に関する整理・検証が十分にできていないのが実状である。

令和 4 年度に漸く初級試験・専門級試験・上級試験の全ての試験区分が開始されたこと、既に初級において 16,000 件、専門級において 6,700 件を超える試験が実施されていること、上級についても令和 5 年度内に開始されたことを受けて、それぞれ関連する各試験の習熟度・到達度等の検証が行える環境が整った。

こうした点も踏まえ、本事業では介護職種の技能実習評価試験の施行後の課題等の検証を行うこと、とりわけ各試験区分等のレベルの違いについて検証を行い、今後の技能評価試験の質の向上及び均質化を図ることを目的として実施した。

2. 事業の内容

(1) 検討委員会の設置・開催

学識経験者（介護・福祉、教育、語学（日本語能力）、試験評価システム等に一定の知見を有する者等）からなる検討委員会を設置し、検討を行なった。（◎：委員長、五十音順）

【検討委員会】

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| ◎ 川井 太加子 | 桃山学院大学社会学部 教授 |
| 伊藤 優子 | 龍谷大学短期大学部 教授 |
| 植田 浩一郎 | 公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）実習支援部 相談支援課専門役 |
| 大冢賀 政昭 | 国立保健医療科学院 医療福祉サービス研究部 主任研究官 |
| 川端 一博 | 公益財団法人日本国際教育支援協会 |
| | 日本語試験センター試験開発グループリーダー 作題主幹 |

松下 能万 公益社団法人日本介護福祉士会 事務局長
 【オブザーバー】 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室
 【業務支援】 株式会社シード・プランニング

【「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」の構成、妥当性、レベル等に関する検証WG】

川井 太加子 桃山学院大学社会学部 教授
 伊藤 優子 龍谷大学短期大学部 教授

【検討委員会及び検証WGの開催状況】

回	開催時期	主な検討事項
第1回	令和5年10月27日(金) 10:00～12:00	・事業概要説明 ・「初級試験」「専門級試験」「上級試験」の施行状況を踏まえた、各級の構成とレベル等に関する検証 ・介護技能実習評価試験に対する介護現場での技能実習指導の適応状況に関する実態調査の設計検討、調査票案検討
第2回	令和6年2月22日(木) 10:00～12:00	・アンケート調査結果報告 ・各試験の学科試験問題の分析 ・移転すべき技能と各試験の実技試験課題分析
検証WG	令和6年2月5日(月) 9:30～12:30	・各級の位置づけ(構成) ・学科試験問題・実技試験課題の妥当性 ・各級のレベル感の整合性 ・学科試験問題パターンの均質性 ・その他 検証すべき事項 等

(2) ヒアリングの実施

【ヒアリング1】

検証WGの補完的な目的で、学科試験問題の日本語表記に関する留意点についてヒアリングを実施した。

日時：令和6年2月29日(木) 10:00～11:00

ヒアリング先：一般社団法人国際交流&日本語支援Y 代表理事 橋本 由紀江 氏

【ヒアリング2】

アンケート調査にご回答いただいた実習実施者、技能実習指導員の中から数名、また介護技能実習評価試験の試験評価者数名に対し、適宜、アンケート結果の解釈等について補完的にヒアリングを実施した。特に、各試験の習熟度・到達度等については、アンケート調査、ヒアリング調査、検証WGのいずれにおいても注意深く検証した。

【ヒアリング結果の反映】

上記のヒアリング結果は、細かい点や主観的なことも多かったため、全て報告書の記述の中に反映させることとした。

(3) 技能実習指導員へのアンケート調査

介護職種の技能実習指導員に対してアンケート調査を実施し、現在の介護技能実習評価試験に対する介護現場での指導における整合の状況等について検証を行なった。

調査名	介護技能実習評価試験に対する、介護現場での技能実習指導の適応状況に関する実態調査（アンケート調査）
調査対象施設・事業所	介護技能実習評価試験の実績が累計3件以上の技能実習実施者（介護事業所）の技能実習指導員
想定回答者	実習実施者に所属する技能実習指導員
調査実施期間	令和5年12月11日（月）～令和6年1月19日（金）
調査手法	WEB調査（メールによる調査依頼、回答はアンケートサイトにて取得）
発送件数	2,859件
有効回答件数	1,133件（完全回答件数）
回収率	39.6%

主なアンケート項目

1. 施設・事業所の属性	- 所在地（1-1） - 法人種別（1-2） - サービス種別（1-3）
2. 回答者属性（技能実習指導員）	- 介護業務経験年数（2-1） - 指導実績（担当した技能実習生数）（2-2） - 保有資格・研修受講状況（2-3）
3. 外国人介護人材受入れ状況	- 外国人介護人材受入れ状況（3-1） - 技能実習生の受検実績（3-2）（3-3）
4. 技能実習生に対するOJT体制	- 技能実習指導員数（4-1） - 指導体制（4-2）
5. 技能実習生に対する実習指導状況（初級・専門級）	指導方法の標準化について（5-1）（5-2）
6. 技能実習生に対する評価試験に向けた対応の取組（初級・専門級）	- 試験課題の把握状況（6-1） - 試験に向けた学習・準備の状況（6-2） - 実習内容の実施状況（6-3） - 理解を促すのが難しいケア内容・介護行為（6-4） - 試験後のフィードバック等の状況（6-5） - 指導方法の見直し状況（6-6） - 現状スキル把握の方法（6-7） - 受検日程の調整の状況（6-8） - 学習進捗差について（6-9） - 実習生の業務でみられた姿勢（6-10） - 試験問題・課題に関する日本語の理解の状況（6-11）

	- 試験に向けた日本語教育の方法（6-12） - 他職員等への活用（6-13）
7. 実技試験課題について （初級・専門級）	- 安全衛生業務の指導と業務の実態（7-1）（7-3）（7-4） - 身体介護業務の指導と業務の実態（7-2）（7-5）
8. 評価試験の実施について	- 利用者選定について（8-1）（8-2）（8-3）（8-4） - 自由意見（8-5）

（ ）内はアンケート調査票の設問番号を示す。

（4） 現行評価試験（学科試験及び実技試験）の評価分析

WGを設置して、現在実施されている介護技能実習評価試験（学科試験問題・実技評価課題）の「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」それぞれの構成、妥当性、レベル等に関する検証を行うとともに、課題等への取り組み状況について検証を行なった。

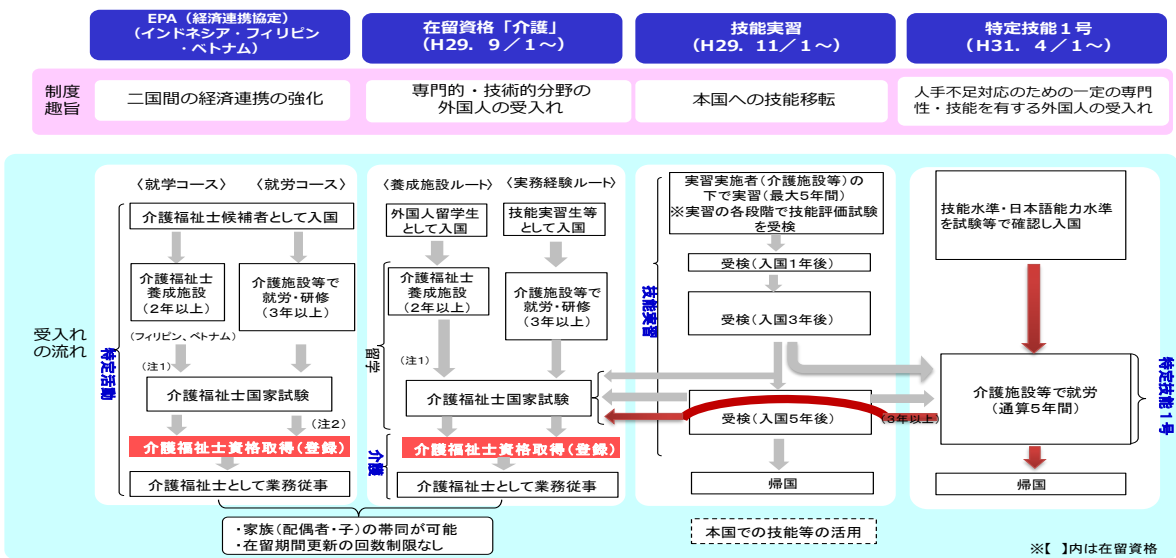
3. 参考：「技能実習評価試験」について

(1) 外国人介護人材受入れの仕組み

我が国における外国人介護人材の受入れについては、下記の【図表 1】のとおり 4 つの仕組み（在留資格）があり、それぞれ導入された経緯や時期が異なっている。こうした中、近年、技能実習、特定技能の在留者数の増加が著しく、現状は【図表 2】のとおりとなっている。

- EPA（二国間の経済連携協定）・・・インドネシア、フィリピン、ベトナムとそれぞれ締結
- 在留資格「介護」・・・介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事
- 技能実習・・・開発途上地域等への技能等の移転を目的とした人材育成での国際貢献
- 特定技能・・・特定産業分野（14）において、一定の知識又は経験を必要とする業務に従事

図表 1 外国人介護人材受入れの仕組み



図表 2 介護分野の外国人在留者数

在留資格	在留者数
E P A介護福祉士・候補者	在留者数：3,186人（うち資格取得者587人） ※2024年3月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：8,093人 ※2023年6月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：14,751人 ※2023年6月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：26,831人 ※2023年11月末時点（速報値）（入管庁）

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 調べ

(2) 技能実習「介護職種」と技能実習評価試験について

技能実習制度は、1993（平成 5）年から主に製造業や農業等の対物サービスを対象として開始されているが、「介護職種」は、対人サービス初として、2017（平成 29）年 11 月より技能実習制度に追加された。他の職種と同様に、技能実習生が、実習実施者（介護施設等）において現場指導（OJT）を受けながら、技能の移転を図り、技能実習修了後は、本国に帰国し、修得した技能等を活用して本国の経済発展に寄与するという国際貢献を目的とした制度である。

技能実習の区分は、入国後 1 年目の技能等を修得する活動（第 1 号技能実習）、2・3 年目の技能等に習熟するための活動（第 2 号技能実習）、4・5 年目の技能等に熟達する活動（第 3 号技能実習）の 3 つに分けられる。

図表 3 技能実習の区分

	企業単独型	団体管理型
入国 1 年目（技能等を修得）	第 1 号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第 1 号イ」)	第 1 号団体管理型技能実習 (在留資格「技能実習第 1 号ロ」)
入国 2・3 年目（技能等に習熟）	第 2 号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第 2 号イ」)	第 2 号団体管理型技能実習 (在留資格「技能実習第 2 号ロ」)
入国 4・5 年目（技能等に熟達）	第 3 号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第 3 号イ」)	第 3 号団体管理型技能実習 (在留資格「技能実習第 3 1 号ロ」)

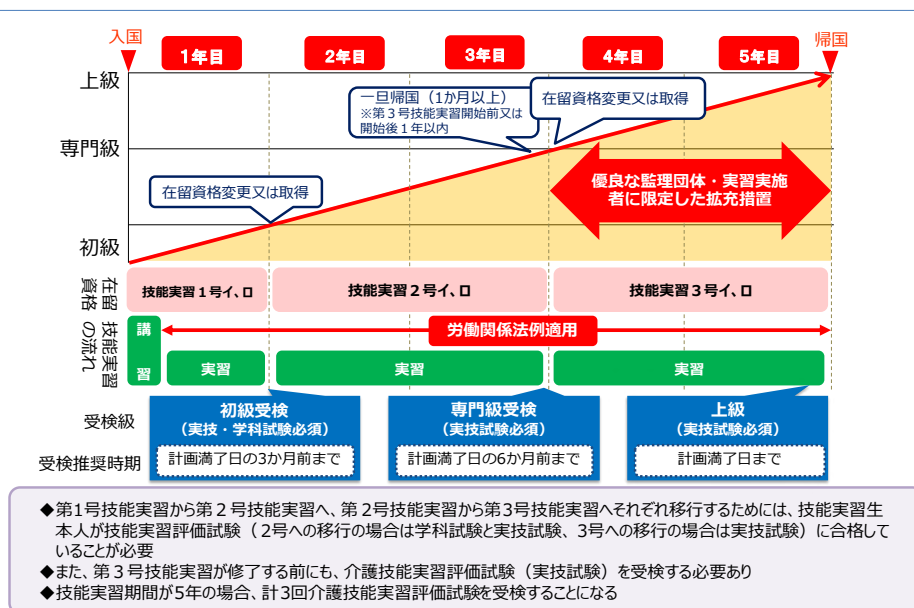
この技能実習制度では、【図表 4】のとおり、第 1 号技能実習から第 2 号技能実習へ、第 2 号技能実習から第 3 号技能実習へそれぞれ移行するためには技能実習生本人が技能実習評価試験に合格していることが必要となり、各受検の段階で、技能実習制度の目的にかなう水準で技能や技術及び知識を評価することとなっている。

また、技能実習制度への「介護職種」の追加にあたっては、対人サービスとしての特性や介護職種の特性を踏まえる必要があり、当該職種の「固有の要件」として、コミュニケーション能力の確保（日本語能力）、適切な実習実施者の対象範囲の設定（介護福祉士国家試験の受検資格要件において「介護」の実務経験として認める施設）、適切な実習体制の確保（技能実習指導員の要件に介護福祉士等の資格が求められる等）、監理団体による管理の徹底（監理団体の役職員に 5 年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置）などの要件が組み込まれるなど、現場指導（OJT）がより重視された仕組みとなっている。

当会が 2022（令和 5）年に実施した「外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導（OJT）の実態に関する調査研究事業」においても、外国人介護人材（技能実習生）の受入れを行っている実習実施者（介護事業所・施設等）においては、通常から一定の教育指導体制が構築されており、技能実習生に対する現場での OJT の体制についても、制度基準よりも手厚い指導体制で臨まれており、かつ制度導入から間がないこともあり、より慎重かつ丁寧に取り組まれていた。

このように、これまで長年にわたり介護現場で構築されてきた教育指導体制が、外国人介護人材（技能実習生）の受入れに適した環境であることが明らかになっており、政府の方針とも相まって、今後、ますます外国人介護人材の受入れが拡大されていくことが期待されている。

図表 4 技能実習生の入国から帰国まで



図表 5 技能実習の区分と介護技能実習評価試験

介護技能実習評価試験	受検（必須）	受検（任意）
第1号修了時（初級試験）	実技試験・学科試験	
第2号修了時（専門級試験）	実技試験	学科試験
第3号修了時（上級試験）	実技試験	学科試験

図表 6 受検資格と目標レベル

受検資格	※いずれの場合も、入国後講習の期間は実務経験に含まない
初級試験	技能実習制度の介護職種に関し、6か月以上の実務経験を有する者
専門級試験	技能実習制度の介護職種に関し、24か月以上の実務経験を有する者
上級試験	技能実習制度の介護職種に関し、48か月以上の実務経験を有する者

目標レベル	試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度は、
初級試験	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
専門級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
上級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル



技能実習の範囲と内容については、「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」第10条第2項第2号で、技能実習生が業務に従事する総時間における配分が以下のよう定められている。

- 「必須業務」(移行対象職種・作業で必ず行う業務)・・・1/2以上
- 「関連業務」(上記の必須業務に関連する業務として必要な業務)・・・1/2以下
- 「周辺業務」(上記の必須業務、関連業務の周辺業務として必要な業務)・・・1/3以下

これを受け、厚生労働省では、「介護職種」の追加にあたり、移転すべき「介護業務の定義」及び「審査基準」を以下のように定めている。

図表 7 「審査基準」 介護職種（介護業務）

業務の定義	○ 身体上または精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務をいう。		
	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
必須業務（移行対象職種・作業で必ず行う業務）	(1) 身体介護業務 (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) ① 身じたくの介護 (1) の3. については、状況に応じて実施) 1) 整容の介助 1. 整容 (洗面、整髪等) 2. 顔の清拭 3. 口腔ケア 2) 衣服着脱の介助 1. 衣服の着脱の介助 (座位・臥位) ② 移動の介助 1) 体位変換 1. 体位変換 2. 起居の介助 (起き上がり・立位) 2) 移動の介助 (2. については、状況に応じて実施) 1. 歩行の介助 2. 車いす等への移乗の介助 3. 車いす等の移動の介助 ③ 食事の介助 1) 食事の介助 ④ 入浴・清潔保持の介護 (3) については、状況に応じて実施) 1) 部分浴の介助 1. 手浴の介助 2. 足浴の介助 2) 入浴の介助 3) 身体清拭 ⑤ 排泄の介護 (3) については、状況に応じて実施) 1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2) おむつ交換 3) 尿器・便器を用いた介助	(1) 身体介護業務 (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) ① 身じたくの介護 (1) の3. については、状況に応じて実施) 1) 整容の介助 1. 整容 (洗面、整髪等) 2. 顔の清拭 3. 口腔ケア 2) 衣服着脱の介助 1. 衣服の着脱の介助 (座位・臥位) ② 移動の介助 1) 体位変換 1. 体位変換 2. 起居の介助 (起き上がり・立位) 2) 移動の介助 1. 歩行の介助 2. 車いす等への移乗の介助 3. 車いす等の移動の介助 ③ 食事の介助 1) 食事の介助 ④ 入浴・清潔保持の介護 (3) については、状況に応じて実施) 1) 部分浴の介助 1. 手浴の介助 2. 足浴の介助 2) 入浴の介助 3) 身体清拭 ⑤ 排泄の介護 (3) については、状況に応じて実施) 1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2) おむつ交換 3) 尿器・便器を用いた介助	(1) 身体介護業務 (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) ① 身じたくの介護 1) 整容の介助 1. 整容 (洗面、整髪等) 2. 顔の清拭 3. 口腔ケア 2) 衣服着脱の介助 1. 衣服の着脱の介助 (座位・臥位) ② 移動の介助 1) 体位変換 1. 体位変換 2. 起居の介助 (起き上がり・立位) 2) 移動の介助 1. 歩行の介助 2. 車いす等への移乗の介助 3. 車いす等の移動の介助 ③ 食事の介助 1) 食事の介助 ④ 入浴・清潔保持の介護 1) 部分浴の介助 1. 手浴の介助 2. 足浴の介助 2) 入浴の介助 3) 身体清拭 ⑤ 排泄の介護 (3) については、状況に応じて実施) 1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 2) おむつ交換 3) 尿器・便器を用いた介助 ⑥ 利用者特性に応じた対応 (認知症、障害等) 1) 利用者特性に応じた対応
	(2) 安全衛生業務 ① 雇入れ時等の安全衛生教育 ② 介護職種における疾病・障害予防 ③ 福祉用具の使用方法及び点検業務 ④ 介護職種における事故防止のための教育 ⑤ 緊急時・事故発生時の対応		

10

関連業務、周辺業務（上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。）	(1) 関連業務 ① 掃除、洗濯、調理業務 1. 利用者の居室やトイレ、事業所内の環境整備 2. 利用者の衣類等の洗濯 3. 利用者の食事にかかる配下膳等 4. 調理業務 (ユニット等で利用者と共に行われるもの) 5. 利用者の居室のベッドメイキングやシーツ交換 ② 機能訓練の補助やレクリエーション業務 1. 機能訓練の補助や見守り 2. レクリエーションの実施や見守り ③ 記録・申し送り 1. 食事や排泄等チェックリスト等による記録・報告 2. 指示を受けた内容に対する報告 3. 日誌やケアプラン等の記録及び確認 4. 申し送りによる情報共有	(2) 周辺業務 1. お知らせなどの掲示物の管理 2. 車いすや歩行器等福祉用具の点検・管理 3. 物品の補充や管理 (3) 安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） 上記※に同じ
	【機械、設備等】（必要に応じて使用すること） - 入浴 介護用浴槽、入浴用リフト、バスボード、浴槽マット、シャワーチェア、シャワーキャリー、浴槽内椅子等 - 移動 スイングアーム介助バー、移動用リフト - その他 特殊寝台、スクリーンやカーテン等 【用具】（必要に応じて使用すること） - 整容 洗面容器、ブラシ、タオル、ガーゼ、歯ブラシ、コップ、ガーグルベースン、スポンジブラシ、舌ブラシ、デンタルフロス、綿棒、歯磨き粉、マウスウォッシュ等 - 入浴 洗面容器、タオル、ガーゼ、スポンジ、石鹸、保湿クリーム、温度計等 - 食事 食器一式 (皿、スプーン、フォーク、ナイフ、箸、コップ等)、食食用エプロン等 - 排泄 ポータブルトイレ、尿器・便器、おむつ (紙製、布製)、タオル、ガーゼ、トイレットペーパー等 - 衣服の着脱 衣類 (上着類、下着類) - 移動 スライディングボード、クッション、体位変換器、車いす (自走、電動含む)、車いす付属品、歩行器、歩行補助杖 (T字杖、ロフトランド・クラッチ、多点杖、松葉杖等) 等 - 利用者の特性に応じた対応 義歯、義肢装具、補聴器、コミュニケーションボード、白杖、眼鏡等 - その他 シーツ、タオルケット、毛布、枕、枕カバー、バイタル計測器、マスク、手袋、調理用具、掃除用具、レクリエーションにかかる道具、リハビリに関する用具等	

移行対象職種・業務とはならない業務例	1. 厨房に入って調理業務のみを行う場合 2. 上記の関連業務及び周辺業務のみの場合	厚生労働省ホームページに掲載 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html	1
--------------------	--	--	---